**令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務　業務仕様書**

　本仕様書は、岩手県（以下｢県｣という。）が実施する「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務」（以下「本業務」という。）に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

**１　委託業務の概要**

（1）業務名　　　　　　「令和７年度事業復興型雇用確保助成金新規申請意向調査等委託事業実施業務」

（2）履行期間　　　　　契約締結日から４か月間

（3）委託料の上限　　　3,949千円（税込）

**２　本業務の趣旨**

本業務は、東日本大震災津波からの復興に向けて、被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的として支給する事業復興型雇用確保助成金（以下「助成金」という。）の新規申請の促進のため、助成金未活用事業所への制度周知や申請に係る意向確認の業務を行うものである。

**３　本業務内容**

本業務は下記(1)及び(2)を実施すること。

（1） 助成金未活用事業所への新規申請意向調査等

ア　県内に事業所を置く企業のうち、以下(ア)及び(イ)の助成対象事業所要件を満たす事業所を抽出後、県から提供される「助成金受給事業所リスト」に記載の事業所を除し、助成金未活用事業所のリストアップを行うこと。

(ア)　 沿岸12市町村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大

槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市）所在の事業所

(イ)　 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所

　※助成金未活用事業所数（リストアップ後）：想定4,500社

イ　助成金未活用事業所に対して、助成金に係る制度周知・申請に係る意向確認を行うこと。

また、申請に係る意向確認の内容について県と協議の上実施することとし、とりまとめ作業を行うことに加え、制度周知・申請に係る意向確認の問合せ対応を行うこと。

　※助成金に係る制度周知・申請に係る意向確認は、原則郵送で実施すること。ただし、郵送により難い場合は、実施方法について県と協議の上変更することができる。

ウ　未回答の助成金未活用事業所に対しては、電話により意向を確認し、記録を残すこと。

　　 　※上記イ及びウの実施に際して、県が作成するＱ＆Ａにより対応すること。なお、受託者において問合せ対応マニュアルを作成することは差し支えない。

（2） 業務に係る記録・各種データの入力・管理及び報告

ア　上記（1）の業務に係る情報を管理するため、管理する情報種別について県と協議のうえ、問い合わせ記録の管理や、助成金未活用事業所に関する確認状況等の管理を行うこと。

イ　県とのデータ共有が円滑に行えるようデータベースを整理・管理し、県からの要請に応じて速やかにデータを提供できるよう体制を整備すること。

　(3)　成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

なお、電子データの作成に当たっては、県で取り扱い可能な形式で作成することとし、全てウィルス対策ソフト等により安全性を確認後、納品を行うものとする。

・　３(2)のデータを格納した電子データ一式

**４　契約に関する条件等**

（1） 再委託等の制限

ア　受託者は本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

　　 イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2)　業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ　県は、受託者から委託を受けた者で本業務の履行に著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ　受託者は、上記ア、イによる請求があったときには、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(3)　権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間の協議のうえ定める。

(4)　機密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5)　個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年３月30日岩手県条例第７号）を遵守しなければならない。